北名古屋市障害者計画第6期障害福祉計画第2期障害児福祉計画

# 【概要版】



令和3年3月 北名古屋市

#### 1. 計画策定の趣旨及び背景

我が国では、『障害者基本法』、『障害者総合支援法』、『障害者虐待防止法』、『障害者差別解消法』など、障害者に係る法律・制度の整備を経て、平成26年1月に国際連合の『障害者権利条約』が正式に国内で批准されました。

また、平成30年に『第4次障害者基本計画』(平成30年度~令和4年度)が策定され、平成30年に一部改正された『社会福祉法』における「地域共生社会」という考え方の下で、障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」を目指していくことが方針として掲げられています。

さて、この度、『北名古屋市障害者計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画』の計画期間が令和2年度をもって終了することから、計画に盛り込んだ目標及び基盤整備の進捗状況を点検・評価し、また、国の第4次障害者基本計画の内容等、関係する指針や調査結果を踏まえ、新たに『北名古屋市障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画』(以下「本計画」)を策定し、多様な分野にわたる障害福祉施策を総合的・計画的に推進していきます。

#### ○障害者計画・障害(児)福祉計画について

項目	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
根拠法令	障害者基本法 (第 11 条第 3 項)	障害者総合支援法 (第 88 条第 1 項)	児童福祉法 (第 33 条の 20 第1項)
基本的な 考え方	国の障害者基本計画(第4次計画 平成30年度~令和4年度)の内容と、本市の計画(平成30年度~令和2年度)の進捗状況を確認し、見直し	国の基本指針の見直しの内容をはじめ、関係する指針や調査結果を踏まえるとともに、第5期(平成30年度~令和2年度)計画に盛り込んだ目標及び基盤整備の進捗状況を点検・評価し、その進み具合に応じた必要な見直し	障害を有する児童の健やかな育成のための発達支援に向けたサービス提供体制の計画的な構築と、第1期(平成30年度~令和2年度)計画に盛り込んだ目標及び基盤整備の進捗状況を点検・評価し、その進み具合に応じた必要な見直し

#### 2. 計画期間

本計画は、障害者総合支援法に基づく障害福祉計画の期間(令和3年度から令和5年度)の3年間と します。

#### 3. 計画課題

計画に関わる国の動向とともに、令和2年度の目標値の進捗状況や前期計画期間(平成30年度~令和2年度)における障害福祉サービス等の実績、また、障害を有する人へのアンケート調査や当事者及び家族の代表者、市内施設の代表者を対象としたヒアリング調査結果等を踏まえ、本計画における計画課題を設定します。

- ① 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画に ④ 雇用の拡大と支援体制の充実等 おける新たな目標設定等
- ② 障害を有する児童支援の体制の整備等
- ⑤ 福祉人材の育成・確保・定着

③ 情報提供・相談支援の充実

⑥ 障害者の権利擁護の推進

#### 4. 計画の基本理念・基本原則

本計画は、「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の基本的な考えのもと、『障害者基本法』の基本原則である「地域社会における共生等」にのっとり、障害の有無により分け隔てられることなく、市民同士が相互に人格と個性を尊重し合う「共生する地域社会の実現」を基本理念に、平成28年4月1日から施行された、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定められた『障害者差別解消法』に具体的に示されているように、『障害者基本法』の基本原則である「差別の禁止」を基本原則として設定した前計画から基本理念・基本原則を継承します。

さらに、基本理念・基本原則の実現に向けて、市として大切にする考え方として「ナチュラルサポート (人々の交流から生まれる自然なサポート)」についても前計画から継承します。

また、国の第4次障害者基本計画の内容を含め、昨今の障害者をめぐる課題によりきめ細やかに対応していくため、7つの基本的視点を取り入れ、7項目の施策を展開していきます。

【計画の基本理念】

## 共生する地域社会の実現

障害の有無によって分け隔てられることなく、 市民同士が相互に人格と個性を尊重し合う

【計画の基本原則】

## 差別の禁止

障害を有する人に対して、障害を理由とした差別による 権利利益の侵害等の社会的障壁の除去

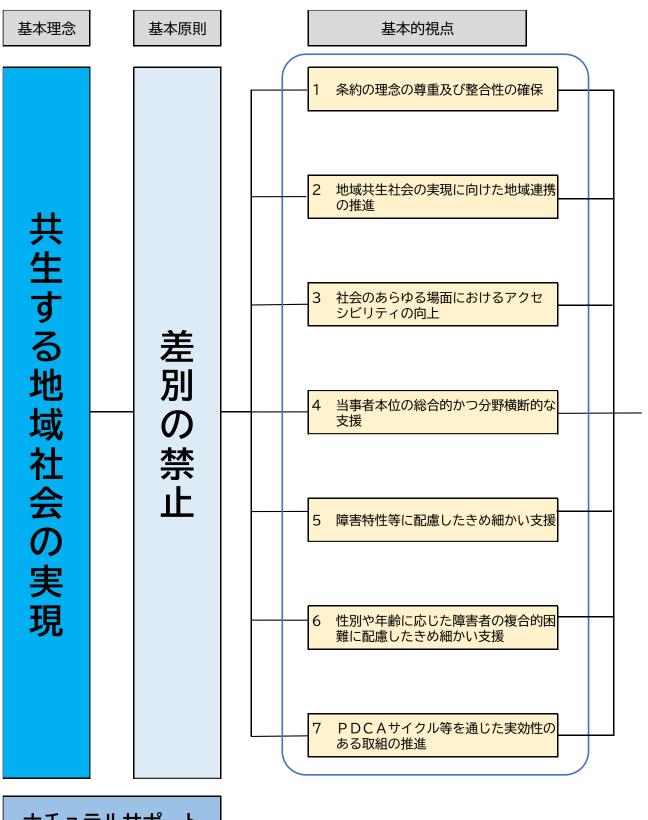
【基本理念・基本原則の実現に向けて、大切にする考え方】

## ナチュラルサポート

(人々の交流から生まれる自然なサポート)

本市は、共生社会の実現と差別の禁止に向けて、障害を有する人の就労継続を支援 する際などに用いられる『ナチュラルサポート』の考え方を取り入れ、障害を有する人を 含めた人々の交流から生まれる自然なサポートをあらゆる場面において大切にします。

### 5. 計画の施策体系



ナチュラルサポート

#### 施策の展開

		1)行政情報のアクセシビリティの向上	
Ⅱ 情報アクセシビリティ 及び意思疎通支援の充		2)情報提供の充実	
スロ 忠心外起又j及♡プレ		3) 意思疎通支援体制の充実	
Ⅱ 保健・医療の推進	(1	1)保健サービスの充実	
I 保健・医療の推進		2)医療・リハビリテーション体制の充実	
	(1	1)インクルーシブ教育システムの推進	
TT 数套の振廊	(2	2)教育環境の整備	
Ⅲ 教育の振興	(3	3) 福祉教育の推進	
	(4	(4) 療育体制の充実	
	(1	1) 障害を有する人の雇用の場の拡大	
IV 雇用・就業・経済的自	立の支援 (2	2)総合的な就労支援施策の推進	
	(3	3)経済的自立の支援	
	(1	1)地域福祉の推進	
	(2	2)権利擁護の推進、虐待の防止	
   V 地域における支え合い	を通じた (3	(3)障害を理由とする差別の解消の推進	
「すべてのひとにやさ		4)広報・啓発活動の推進	
づくり」の推進	(5	5)防災対策の推進	
	(6	6) 防犯、交通安全対策等の推進	
	(7	7)消費者トラブルの防止及び被害からの救済	
	(1	1) 相談支援体制の充実	
VI ウェーナルギの士将	(2	2)総合的な生活支援サービス等の充実	
VI 自立した生活の支援、 安全・安心な生活環境	. <b>の発加 —</b>	3) 多様な居住の場の充実	
X = X = 0 = Z = Z = Z = Z = Z = Z = Z = Z = Z	(4	4)サービスの質の向上	
		5)福祉人材の養成・確保	
VII スポーツ・文化・生涯		1) 文化芸術活動等の充実に向けた社会環境の整備	
VII スポーツ・又化・生涯   の振興	一个自治期 (2	2)スポーツに関する環境の整備、取組の推進	
		3) 生涯を通じた多様な学習活動の充実	



#### 6. 障害を有する人への施策全般の展開

#### I 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

- (1) 障害を持つ方々が、市が提供する障害福祉に関する情報を得やすくするために、市のホームページ等に関してアクセシビリティに配慮した情報提供に努めます。
- (2) 障害者福祉に関する制度やサービス等に関する情報について、より分かりやすい方法での提供、見やすい内容への工夫・改善に努め、より多くの方に情報提供ができるように配慮します。
- (3) 意思疎通支援に関わる事業を継続実施するとともに、情報伝達支援のための機器等の活用促進を図ります。

#### Ⅱ 保健・医療の推進

- (1) 疾病の予防と早期発見、性別や年齢、障害の状態に応じた健康診査等による健康管理を支援する取組の充実と、心の健康づくりとしての精神保健対策を推進します。
- (2) 市内外の医療関係機関の連携のもとで、地域医療、リハビリテーション体制のさらなる充実を図っていきます。

#### Ⅲ 教育の振興

- (1) 障害の有無に関わらず、ともに教育を受けられるようなインクルーシブ教育システムの構築 に向けて、基礎的な環境整備の充実と合理的配慮を行います。
- (2) 障害等により配慮が必要な子どもが、教育、保育や福祉サービスを安心して受けられるよう、 相談等の支援体制の充実を通じて教育環境の整備を図ります。
- (3) 学校や地域の中で子ども同士が交流する機会や体験を通じて福祉や障害について学ぶ場の 充実とともに、保護者や地域住民の参加による「福祉教育」の充実を図ります。
- (4) 関係機関のさらなる連携強化のもと、障害を有する児童がライフステージを通じて一貫した 療育を受けられるよう療育体制の構築を図り、基本的な生活習慣の形成や健全な発達の促進 と保護者への支援、早期療育体制の充実を進めていきます。

#### IV 雇用・就業・経済的自立の支援

- (1) 障害を有する人の雇用の拡大に向けて、企業や関係機関、事業所の連携による雇用の啓発とともに、各種助成金制度の周知、雇用の場における合理的配慮の必要性の周知に努めます。
- (2) 関係機関の連携・協力のもと、事業主・障害を有する人双方の不安を緩和して、就労促進と継続雇用につながるような支援の充実を図ります。
- (3) 障害者が地域社会の中で自立した生活を営んでいくために、就労の機会を広げ、収入の増加を図るとともに、年金や手当といった制度を通じ、生活の基盤となる所得保障の充実を推進します。

#### V 地域における支え合いを通じた「すべてのひとにやさしいまちづくり」の推進

- (1) 『北名古屋市地域福祉計画第4期計画』に基づき、一人一人が福祉の担い手となって、市民、各種団体や企業、そして市が協働する取組の推進をし、地域福祉の推進を図ります。
- (2) 成年後見制度や日常生活支援事業の活用、居住の手続き支援(保証人等)等、権利擁護のための制度・事業と福祉サービスの利用支援を組み合わせた相談支援の充実を図ります。
- (3) 障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や、障害者に対する合理的配慮の提供を徹底するなど、障害を理由とする差別の解消に向けた取組を進めるとともに、事業者が適切に対応できるよう必要な取組を行います。
- (4) 様々な機会を通じて、市民の理解促進を図るほか、当事者自身や障害者団体が啓発活動に関わる中で、相互が触れ合う機会(交流・行事等)を充実します。
- (5) 障害を有する人の視点に立ち、物理的な障壁を取り除いたバリアフリーなまちづくりを推進します。
- (6) 犯罪被害からの予防や緊急時の通報対策、交通安全対策など、障害を有する人の安全・安心のための総合的な対策に努めます。
- (7) 障害者の消費者としての利益の擁護・増進をするために、必要な情報提供の実施や、相談体制の構築等、障害者をめぐる消費者トラブル防止のための取組を推進します。

#### VI 自立した生活の支援、安全・安心な生活環境の整備

- (1) 相談支援の窓口に関する周知徹底を図るとともに、相談支援に求められる役割・機能の拡大に合わせた体制強化を図ります。
- (2) 家庭内や外出時の緊急通報に関する支援、医療費助成や各種手当等の経済的な自立支援、 日中活動の場の充実を含めて、総合的な生活支援サービス等の充実を進めます。
- (3) 自宅や自宅以外の民間賃貸住宅、グループホーム等、本人の希望や障害の程度、家庭環境等に応じて、住まいを選択できるよう、多様な居住の場の充実を図ります。
- (4) 市、福祉施設及び当事者団体等関係機関が障害者支援協議会等を通じて連携し、各事業所におけるサービスの質を高める取組を促進します。
- (5) 相談窓口等に専門職を配置し、専門性の高い相談等への対応に努めるとともに、当事者によるピアサポートやボランティア等幅広い福祉人材を確保し、福祉に携わる人材のすそ野を拡大していきます。

#### VII スポーツ・文化・生涯学習活動の振興

- (1) 障害の種別を越えた連帯やさまざまな人との交流を一層深め、社会参加を通じた生活の質の向上を図るとともに、当事者の自己実現を図れるよう条件整備に努めます。
- (2) 身近な地域の中でスポーツや活動を始めるきっかけや環境の整備・提供を推進します。
- (3) 障害者が社会で自立して生きるために必要となる力を、生涯に培っていくために、効果的な 学習や支援の在り方を検討し、障害者の各ライフステージにおける学びを支援します。

### 7. サービスの提供体制の確保に関する目標等の設定

#### (1) サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方

本計画は、国における障害福祉計画策定基本指針の改正内容に即して、障害者総合支援法に基づくサービスの整備目標とその確保のための方策について定めます。

第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の実績等を踏まえて、令和5年度の目標値を設定した上で、要望や必要性に応じた「障害福祉サービス」と「地域生活支援事業」の提供体制の充実を図り、基本理念の実現を目指します。

#### (2) 令和5年度の目標値

事項	目標値				
◆ 福祉施設の入所者の地域生活への移行					
① 令和5年度末までに施設入所からグループホーム等への地域移行を目指す人の数の合計	9人	令和元年度末入所者 の 16.4%移行			
② 福祉施設入所者削減人数	1人	令和元年度末入所者 の 1.8%削減			
◆ 発達障害者等及び家族等への支援体制の確保	◆ 発達障害者等及び家族等への支援体制の確保				
① ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	1人				
② ペアレントメンターの人数	1人				
③ ピアサポートの活動への参加人数	1人				
◆ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築					
① 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の設置	市内又は近隣市町との共同設置				
② 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の年間開催数	1回				
③ 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の参加者数	10人				
④ 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の目標設定及び 評価の実施回数		10			
⑤ 地域移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備	23人	(65 歳以上:10 人)			
量(利用者数)	23 人	(65 歳未満:13 人)			
◆ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実					
① 地域生活支援拠点等	圏域に1か所				
② 地域生活支援拠点等の運用状況の検証・検討	年1回以上				
◆ 福祉施設から一般就労への移行等					
① 年間一般就労移行者数	11人	令和元年度末 年間一般就労移行者 数の 1.38 倍			
② 就労定着支援事業の利用者数	令和5年度 移行した者	をにおける一般就労に その7割			

◆ 障害児支援の提供体制の整備等					
)児童発達支援センター		市内又は圏域に1か所			
② 保育所等訪問支援を利用できる	体制の構築	構築済			
③ 主に重症心身障害児を支援する 放課後等デイサービス事業所の研		市内又は圏域に3か所			
④ 医療的ケア児支援のための協議	の場の設置	市で設置			
⑤ 医療的ケア児に対する関連分野 ネーターの配置	の支援を調整するコーディ	配置済			
◆ 相談支援体制の充実・強化等					
① 総合的・専門的な相談支援の実施制の強化を実施する体制の確保	極及び地域の相談支援体	体制の確保			
ア 障害の種別や各種のニーズに対 相談支援の実施	応できる総合的・専門的な	実施			
イ 地域の相談支援事業者に対する 導・助言件数	訪問等による専門的な指	1件			
ウ 地域の相談支援事業者の人材育	成の支援件数	4件			
エ 地域の相談機関との連携強化の	取組の実施回数	4回			
◆ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築					
① 障害福祉サービス等の質を向上制の構築	させるための取組に係る体	体制構築			
ア 都道府県が実施する障害福祉サ の研修への市町村職員の参加人		3人			
イ 障害者自立支援審査支払等シス 析してその結果を活用し、事業所 る体制の有無	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	有 (体制の構築)			
ウ 障害者自立支援審査支払等シス 析してその結果を活用し、事業所 る実施回数		1回			

北名古屋市障害者計画 第6期障害福祉計画 第2期障害児福祉計画【概要版】

発 行:北名古屋市

発行年月:令和3年3月

企画編集:北名古屋市 福祉部 社会福祉課

〒481-8531 愛知県北名古屋市西之保清水田15番地